子どもの貧困対策法成立10周年記念 院内集会 共同提言

- ■困難を抱える子ども・若者への恒久的な支援を拡充し、 子ども・若者の貧困対策を最優先にした子ども予算倍増を
- ■こども基本法・こども家庭庁体制のもとで 子どもの貧困対策のさらなる拡充を
- ■子どもの貧困対策法の改正により、真に子どもの貧困対策を 改善する実効性の高い政策改善サイクルの実現を
- ■コロナ禍・物価高騰などによる緊急支援・対策の継続を

あすのば、アフターケア事業全国ネットワーク・えんじゅ、キッズドア、自殺対策支援センター・ライフリンク、自立生活サポートセンター・もやい、しんぐるまざあず・ふぉーらむ、シングルマザーサポート団体全国協議会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、全国こども食堂支援センター・むすびえ、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会、全国食支援活動協力会、D×P、豊島子どもWAKUWAKUネットワーク、「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク、日本若者協議会、ひとり親支援協会

(50音順・法人格略)

2013 年 6 月 19 日、全国会議員の賛成で成立した「子どもの貧困対策法」。本日、満 10 年を迎えました。この法律を足掛かりにして、ひとり親への児童扶養手当の 2 人目以降の加算倍増、低所得世帯の子どもへの高等教育無償化制度の新設、婚姻歴のないひとり親などへの公平な税制改革、またコロナ禍では、初めてふたり親世帯も含んだ低所得子育て世帯給付金の支給など数多くの施策が実現しました。さらに、2019 年には、私たちの要望の多くを取り入れていただき、子どもの貧困対策法の初めての改正につながりました。この改正では、こども基本法成立に先がけて子どもの権利が基本理念に掲げられ、すべての子どもたちの「現在」と「未来」を保障すると明記されました。

子どもの貧困対策推進議員連盟の超党派の国会議員のみなさまが、一丸となって政府に強く働きかけ、政府がそれをしっかりと受け止めていただき実現したことばかりです。心からお礼申しあげます。

一方で、この 10 年間、子どもの貧困は抜本的には改善されていません。高等教育の無償化により生活保護世帯、児童養護施設の子どもたちやひとり親世帯の大学等進学率は改善傾向にあります。しかし、子どもの相対的貧困率は 10%代半ばで推移し、2018 年には 13.5%、7 人に 1 人の子どもが貧困状況にあります。また、ひとり親の相対的貧困率も 50%程度で推移しており、改善の兆しが見えません。

平時の困窮に加え、長引くコロナ禍、物価・光熱費など高騰という二重・三重のパンチを受け、子ども・若者の貧困は、厳しくなるばかりです。コロナ禍前より、子ども・若者がさらに崖っぷちに追いやられています。まもなく発表予定の 2021 年の子どもの貧困率は、極めて厳しい数字であろうことが強く懸念されます。また、昨年の小・中・高校生の自殺者は、514人で過去最多を更新するなど、困難を抱える子ども・若者の実態は、過去最悪といえます。私たち支援団体には、連日子ども・若者・保護者から深刻な生活困窮を訴える

声が多く寄せられており、支援団体でも活動規模を拡大して対応していますが、すでに民間の力では限界を超えています。

異次元の少子化対策、子ども子育て予算倍増が国会で議論され、連日報道されていますが、子ども・若者の貧困対策の拡充が、国の議論からも抜け落ちていることに強い危機感を抱いています。いまこそ、困難を抱える子ども・若者への恒久的な施策の拡充が必要です。そこで、「現在」を生きる子ども・若者の生きる権利、育つ権利、学ぶ権利、意見表明をする権利などの諸権利を保障し、日本に住むすべての子どもたちの最善の利益を確保するために一層の公助の強化を求め、子ども・若者支援に携わる 16 団体で提言をまとめました。

以下の共同提言の実現に向けて、温かいご理解をいただき、その実現に向け、ご高配の ほどよろしくお願い申しあげます。

I 困難を抱える子ども・若者への恒久的な支援を拡充し、 子ども・若者の貧困対策を最優先にした子ども予算倍増を

- 1. 急がれる児童手当・児童扶養手当の拡充、養育費確保の体制整備、生活保 護制度の改善
- (1)低所得子育て世帯への児童手当加算など、ふたり親困窮世帯も含めた経済支援の拡充
- (2)児童扶養手当の所得制限緩和・支給額拡充
- (3)国としての養育費確保体制の整備
- (4)生活保護制度の基礎自治体における水際作戦の改善、扶養照会、引き下げの見直しな ど制度全体の改善
- (5)大学生・専門学校生への生活保護の支給
- 2. 子ども・若者の命を守る支援
- (1)18歳までの医療の無償化の全国展開
- (2)18歳以降も低所得の若者や就労していない学生等への医療費減免制度の整備
- (3)小・中学校給食の完全実施と無償化、学童保育への給食提供、定時制高校の給食存続
- (4)衣食住を支えるための現物給付や生活支援の拡充、中間支援組織の活用による子ども 支援施策の実施
- (5)子ども・若者の虐待相談体制・保護体制の早急な拡充および虐待防止対策の改善・拡充
- (6) 実効性の高い子ども・若者の孤独・孤立対策、自殺対策
- 3.子ども・若者の学びを守る支援
- (1) 高校および高等教育の無償化の所得制限の大幅な緩和
- (2)就学援助の所得制限の緩和と国庫負担、高校進学者のための入学準備金の就学援助支給
- (3)高校生等奨学給付金の所得制限の緩和、上乗せ支給
- (4)社会的養護の子どもや生活保護・生活困窮世帯の子どもへの通信環境の保障
- (5)大学・専修学校の受験料および入学金支援制度の改善、授業料などの納付期限の延長、 社会的養護出身者・生活保護世帯や低所得世帯を対象とした特別選抜等の拡大による 実質的平等の実現
- (6)学習・生活支援の必須事業化、国庫補助率の拡充、対象層の拡大
- (7)要支援度の高い学校への教員加配、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー常勤化による学校プラットフォーム/チーム学校体制の充実

- (8) 高校生のための学校プラットフォーム/チーム学校体制の拡充
- (9)文部科学省調査における保護者の社会経済的地位(SES)や子どもの貧困関連設問・ 尺度・軽視の早急な改善
- (10)部活動地域移行にともなう家計補助制度の創設、習い事などの体験格差を生む放課 後活動に対する補助制度の創設
- (11)不登校の児童生徒のフリースクール通学、通信教育等への家計補助
- (12)若年妊娠、若年出産など、困難な状況にある妊産婦への支援と子育て・就労の支援
- 4. 保護者・若者の就労と生活の安定への支援
- (1)保護者に対する安定した雇用の促進、就労による所得の増加の促進
- (2)中卒・高卒で働く若者への所得税・住民税、社会保険料の大幅な負担軽減
- (3)進学・就職をしない若者への物心両面でのサポートの充実
- (4)若者の奨学金返還に関する大幅な負担軽減

Ⅱ こども基本法・こども家庭庁体制のもとで 子どもの貧困対策のさらなる拡充を

- 1.子どもの権利条約 ・こども基本法を基盤として子どもたちを誰一人取り 残さない貧困対策の推進
- (1)貧困当事者・虐待被害者や社会的養護の子ども・若者、障害のある子ども・若者、 海外につながる子ども・若者、ヤングケアラー等の意見表明・子どもの最善の利益を 重視した実効性の高い支援策の拡充
- (2)学校・園等で働く人への研修および教育活動を含む活動全般における子どもの権利 条約・こども基本法の周知・実践および相談・支援体制の充実
- 2. こども大綱・こども家庭庁における子どもの貧困対策の推進体制
- (1)こども大綱の「最優先課題」としての子どもの貧困対策の推進体制の拡充
- (2)こども家庭庁における子どもの貧困対策の推進体制の拡充
- (3)こども大綱策定プロセスおよびこども家庭庁こどもの貧困・ひとり親部会におけるユース委員参画、こども・若者および貧困当事者の意見反映および参画の仕組みの早急な整備と実現
- (4)子ども・若者自身のウェルビーイングの改善を最優先とした EIPP(客観的な証拠を共有しながら政策を実行し改善するサイクル、Evidence Informed Policy and Practice)の推進
- (5)こども大綱をふまえた自治体こども計画の策定・推進の支援体制と予算措置、着実な実施状況の「見える化」
- 3.こども政策・子どもの貧困対策を支える人的体制・行政体制の拡充
- (1)教育・福祉・医療・司法・療育等のあらゆる分野で「こどもまんなか」の日本社会を支える専門職・人材配置の拡充
- (2)学校プラットフォーム/チーム学校体制から、地域における「こども家庭センター」 を拠点とした子ども・若者のための協働体制の拡充、とりわけ地域の支援団体との官 民協働体制のさらなる推進(「地域子どもプラットフォーム」への移行)へ、さらな る行政体制・官民協働体制の推進
- (3)データ連携活用を子ども・若者への支援に確実につなげる体制整備

(4)こども家庭庁との連携による自治体こども政策・子どもの貧困対策推進体制の拡充、 自治体によるこども政策・子どもの貧困対策の実施状況を「見える化」し、日本に住 む人々にわかりやすい形で示す体制整備(「自治体こども政策ダッシュボード(仮 称)」)を通じた施策の充実

Ⅲ子どもの貧困対策法の改正により、真に子どもの貧困対策を改善する実効性の高い政策改善サイクルの実現を

- 1. 所得の再分配強化と経済的支援の拡充による子どもの相対的貧困率、ひとり親世帯の相対的貧困率の具体的削減の数値目標を子どもの貧困対策法に明記すること
- 2. さらなる多様な子どもの貧困および若者の貧困に関する調査検証体制、 推進体制の拡充を子どもの貧困対策法に明記すること
- 3.子どもの貧困指標の開発・分析・実装体制の整備について子どもの貧困 対策法に明記すること
- 4. 地方自治体の子どもの貧困対策推進のための財政措置について子どもの 貧困対策法に明記すること

IVコロナ禍・物価高騰などによる緊急支援・対策の継続を

- 1. 低所得子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大と計画的支給
- 2. 困窮する世帯への生活福祉資金特例貸付の再開や返済免除の拡大、生活 保護制度の利用促進、食料支援、居住支援など総合的な生活支援策の拡 充
- 3. 家計悪化などによる高校・大学・専門学校などの中退防止のための学費減免や経済的支援策の拡充
- 4. 低所得子育て世帯のコロナの検査や治療など医療費の自己負担ゼロに
- 5.各地で行われている食料・生活物資の支援や就労・住まいに関する支援、居場所づくりなど官民が連携した事業の継続実施のための支援策の拡充

以上